

平成 12 年 1 月 28 日 制定（空事第 11 号、空航第 62 号）

平成 30 年 8 月 2 日 最終改正（国空航第 365 号）

国土交通省航空局長

## 救急の用に供する医薬品及び医療用具並びに感染症の予防に必要な用具について

航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号。以下「規則」という。）第 150 条第 2 項の規定により、旅客を運送する航空運送事業の用に供する航空機（航空法第 4 条第 1 項各号に掲げる者が経営する航空運送事業の用に供するものを除く。）であって客席数が 60 を超えるものに装備しなければならない救急の用に供する医薬品及び医療用具（以下「救急用医薬品等」という。）並びに規則第 150 条第 5 項の規定により、航空運送事業の用に供する航空機（客室乗務員を航空機に乗り組ませて事業を行うものに限る。）に装備しなければならない感染症の予防に必要な用具（以下「感染症予防用具」という。）について、下記のとおり定める。

### 記

#### 1. 救急用医薬品等

##### 1－1. 基本事項

(1) 救急用医薬品等は、航空機内で救急患者が発生した場合に、当該機に乗り合わせていた医師又は医師の指示を受けた看護師（以下「医師等」という。）が応急手当に用いるためのものであり、その取扱い等に当たっては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「医薬品医療機器等法」という。）、麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）等関係法令を遵守しなければならない。

(2) 航空機内に装備しなければならない最小限の救急用医薬品等は、原則として別表 1 のとおりとする。

なお、医薬品医療機器等法等関係法令を遵守した上で、航空運送事業者の判断により、別表 1 に示す以外の救急用医薬品等を追加することができる。ただし、麻薬、覚せい剤及び向精神薬（別表 1 に掲げられた向精神薬を除く。）を装備してはならない。

また、自動体外式除細動器（以下「AED」という。）等の電子機器については、航空運送事業者により航空機の計器等に電磁障害を起こさないことが確認されたものに限って装備すること。なお、これらの機器の離着陸時の使用に際しては、航空運送事業者により離着陸時にも使用できることが確認されたものに限って使用すること。

- (3) 救急用医薬品等の内容は、その使用実績及び国際民間航空条約附属書6の改訂状況等を踏まえ、見直しを行うこととする。

#### 1-2. 管理の体制等

- (1) 航空運送事業者においては、救急用医薬品等を収納する箱（以下「収納箱」という。）の取扱いを管理する総括責任者を指名すること。
- (2) 収納箱の要指示薬（毒薬、劇薬及び向精神薬を含む。）の購入管理は医師又は薬剤師が行うこと。  
また、購入、譲渡（医師への交付）、廃棄等に関する記録を適切に行うこと。
- (3) 収納箱の航空機内での管理は、機長が行うこと。ただし、医師等による収納箱の使用に際しての管理については、客室乗務員に委ねることができる。  
また、盜難、紛失等の事故が生じたときには、適切な措置を行うこと。
- (4) 救急用医薬品等の貯法及び有効期間を遵守し、厳格に管理するとともに、別表1で定める数量に満たない救急用医薬品等を補充すること。  
また、向精神薬を廃棄するときには、購入管理を行う医師又は薬剤師が、回収することが困難な方法により行うこと。
- (5) 毒薬、劇薬及び向精神薬は、収納箱内において他の医薬品と明瞭に区分して配置すること。
- (6) 収納箱は、施錠の上、封印をすること。
- (7) 収納箱に、救急用医薬品等の一覧を備え置くこと。  
また、日本語の他に外国語（少なくとも英語を含む。ただし国内運航を行う場合は除く。）の手引き書を、医師等が速やかに使用することができるよう管理すること。  
なお、当該一覧及び手引き書には、装備している救急用医薬品等の商品名を記載すること。
- (8) 収納箱は、医師等が使用することとし、客室乗務員は、使用前に医師等の資格の確認に努めること。
- (9) 収納箱を使用した場合、客室乗務員は使用した救急用医薬品等及び診療内容を報告書に記録し、報告書には使用した医師等の署名を得ること。
- (10) 前項の報告書は、航空運送事業者において少なくとも5年間保存すること。
- (11) 国際運航を行う航空機においては日本出発時に、また、国内運航を行う航空機においては収納箱を装備することができる空港等の出発時に、原則として規定の内容量を装備すること。
- (12) 医薬品医療機器等法第69条第4項並びに第69条の2第1項及び第2項並びに麻薬及び向精神薬取締法第50条の38第1項に基づく立入検査等が行われる場合は、これに協力すること。

## 2. 感染症予防用具

### 2-1. 基本事項

- (1) 航空機に装備しなければならない最小限の感染症予防用具は、原則として別表2のとおりとする。
- (2) 感染症予防用具の内容は、その使用実績及び国際民間航空条約附属書6の改訂状況等を踏まえ、見直しを行うこととする。

### 2-2. 管理の体制等

- (1) 感染症予防用具の貯法及び有効期間を遵守し、厳格に管理するとともに、別表2で定める数量に満たない感染症予防用具を補充すること。
- (2) 国際運航を行う航空機においては日本出発時に、また、国内運航を行う航空機においては感染症予防用具を装備することができる空港等の出発時に、原則として規定の内容量を装備すること。

### 附 則

1. この通知は、平成12年2月1日から適用する。
2. 「航空機に搭載する救急用医薬品及び医療用具について」(平成11年3月24日付け空事第141号、空航第208号)は、廃止する。

### 附 則(平成28年8月18日国空航第3216号)

この通知は、平成28年8月18日から適用する。

### 附 則(平成30年8月2日国空航第365号)

この通知は、平成31年10月1日から適用する。

別表1

## 最小限装備しなければならない救急用医薬品等

医薬品	剤形	一般名、含量等	(参考) 代表適応 病態	数量(注1)	
				国際	国内
点滴溶液	注射剤	生理食塩液 200mL、又はこれと類似の効果を有するもの	ショック状態	2	1
ブドウ糖溶液	〃	20% ブドウ糖溶液 20mL	低血糖	4	2
強心昇圧剤	〃	アドレナリン 1mg (劇)	心収縮力低下	4	2
副腎皮質ステロイド剤	〃	ヒドロコルチゾンリシン酸エステルナトリウム 500mg、又はこれと類似の効果を有するもの	ショック状態	2	1
非麻薬性鎮痛剤	〃	ペンタゾシン 15mg (向、劇)	胸痛、胆石発作	4	2
鎮静剤	〃	ジアゼパム 10mg (向)	痙攣	4	2
子宮収縮剤	〃	メチルエルゴメトリンマレイン酸塩 0.2mg (劇)、又はこれと類似の効果を有するもの	出産後出血	1	—
利尿剤	〃	フロセミド 20mg、又はこれと類似の効果を有するもの	心不全	2	—
副交感神経遮断剤	〃	アトロピノ 0.5mg	徐脈、消化管痙攣	2	1
抗ヒスタミン剤	注射剤 (推奨) 又は錠剤	d-ケロルフェニラミンマレイン酸塩注射剤 5mg 若しくは錠剤 2mg、又はこれらと類似の効果を有するもの	蕁麻疹	(注射剤) 5 又は (錠剤) 10	(注射剤) 2 又は (錠剤) 5
制吐剤 (市販薬は(注2))	〃	—	飛行機酔い	適宜	適宜
血圧降下剤、狭心症治療剤	錠剤	Ca拮抗薬 (劇) 若しくはβ遮断薬、又はこれらと類似の効果を有するもの	血圧上昇	10	5
抗血栓及び栓剤(市販薬は(注2))	〃	アスピリン	急性心筋梗塞、脳梗塞急性期、解熱鎮痛	適宜	適宜
冠動脈拡張剤	錠剤又は吸入剤	ニトログリセリン舌下錠 0.3mg (劇) 又は吸入剤 1本 (劇)	狭心症	(錠剤) 10 又は (吸入剤) 1	(錠剤) 5 又は (吸入剤) 1
気管支拡張剤	吸入剤	サルブタモール硫酸塩吸入剤 1本、又はこれと類似の効果を有するもの	喘息	1	1

(注1) 国際は国際運航を行う航空機に適用するもの、国内は国内運航を行う航空機に適用するものを示す。

(注2) 収納箱以外の場所に保管してよいもの。

(注3) 標記中、劇：劇薬、向：向精神薬を示す。

医療用具	規 格	数量（注1）	
		国際	国内
輸液セット	—	2	1
注射器	20mL、10mL、5 mL	各2	各2
〃	2.5mL	4	2
注射針	21G、23G	各10	各10
翼状針	21G	4	2
駆血帶	—	1	1
エアウェイ（注2）	大、中、小	各1	—
バイトロック（注2）	中	1	1
用手式蘇生バッグ（注2）	—	1	1
用手式蘇生バッグ用マスク（注2）	大、中	各1	各1
ガーゼ（注2）	—	適宜	適宜
絆創膏（注2）	—	適宜	適宜
消毒綿棒（注2）	ポピドンヨード消毒綿棒（個包装）、又はこれと類似した機能を有するもの 大、中	適宜	適宜
血圧計（電子式推奨）（注2）	—	1	1
聴診器（注2）	—	1	1
留置針（点滴用針）	20G、22G	各4	各2
使捨て手袋（注2）	—	適宜	適宜
注射針廃棄箱及び医薬品等廃棄袋（注2）	—	1	1
尿道カテーテル（無菌ゼリーも含む）	—	1	—
消毒綿（注2）	アルコール消毒綿（個包装）、又はこれと類似した機能を有するものの	適宜	適宜
粘着テープ（注2）	—	適宜	適宜
医療用マスク（注2）	—	適宜	適宜
気管挿管セット又は輪状甲状腺穿刺針キット（注2）	—	1	1
臍帶結紮用具	臍帶クランプ又はこれと類似した機能を有するもの	1	—
体温計（水銀式でないもの）（注2）	—	1	1
BLS カード（心肺停止後の基本的救命手順を定めたもの）（注2）	—	1	1
懐中電灯（ペンライト）（注2）	—	1	1
AED（注2）（注3）	—	1	1

(注1) 国際は国際運航を行う航空機に適用するもの、国内は国内運航を行う航空機に適用するもの。

(注2) 収納箱以外の場所に保管してよいもの。

(注3) 定期的に適切な点検を行わなければならないもの。

別表2

## 最小限装備しなければならない感染症予防用具

感染症予防用具	規格	数量
嘔吐物凝固剤		
殺菌性消毒剤		
皮膚拭取り用の布あるいは紙		
顔及び目の防護マスク		
使捨て手袋	一	適宜
ガウン（十分な長さの袖のある不浸透性のものであって、背面で紐を結び固定するもの）		
タオル（十分な大きさを有する吸収性の高いもの）		
へら及びちりとり（嘔吐物等を削り取るために用いるもの）		
嘔吐物等廃棄袋		

(注) 上記に掲げる品目については、これらの品目と類似の機能を有するものをもってこれらの品目に代えることができる。